

令和8年度支援機関との連携による人手不足対応強化事業（事業者向けセミナー、専門家派遣）に係る委託業務仕様書

1 事業名

令和8年度支援機関との連携による人手不足対応強化事業

2 事業の目的

あらゆる地域・業種で人手不足が深刻化する中、県内の中小企業・小規模事業者（以下、中小企業等という。）においては、現在の事業を維持していくための人手を確保できず、倒産や廃業に追い込まれる事業者も増えており、人手不足の長期化による収益力の低下が懸念されている。

こうした中、下記の「3 事業内容」に記載する各種事業を実施し、中小企業等の人手不足解消につなげることを目的とする。

3 事業内容

(1) 事業者向けセミナーの開催

人手不足をテーマに、県内中小企業等を対象としたセミナーを年2回程度開催する。セミナーの内容については、県と協議の上、県内中小企業等のニーズを踏まえ企画すること。なお、委託金額の範囲内で開催回数を調整することは構わない。

開催方法については、より多くの中小企業等が受講できるよう、オンライン方式での開催を原則とする。

(2) 専門家派遣

人手不足を招いている要因は事業者によって様々であるため、まずは、指導員等が経営者との対話と傾聴を通じて、事業者の現状・課題を把握する。

その上で、県が作成した専門家リストの中から、事業者の課題解決に最適な専門家を都度選定の上、支援機関と専門家が連携し、事業者の人手不足解消に向けた伴走支援を行う。

なお、専門家派遣については、1回あたり原則2時間とし、1事業者あたり最大3回までとする。

4 専門家派遣に係る謝金単価

(1) 謝金

専門家派遣の都度、1回（原則2時間）あたり35,002円（税込み）を専門家に支払うものとする。なお、同単価には資料の事前準備等に係る労働の対価も含む。

(2) 旅費

専門家派遣の都度、県の旅費規定に準じて、実費相当額を専門家に支払うものとする。なお、専門家が高速道路を使用した場合、実費額を支払うこと。

(3) その他経費

有料駐車場の使用料など、専門家派遣に必要な経費が発生した場合、別途専門家に支払うものとする。なお、支払い条件として、領収書等支払い金額を確認できるものが専門家から提出された場合に限る。

5 業務期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

6 委託の条件

- (1) 委託業務が完了したときは、速やかに委託業務実績報告書及び委託業務収支決算書（様式第1号）を作成し、岡山県知事に提出する。
- (2) 委託事業に係る会計関係帳簿等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。
- (3) 原則として、業務の再委託は禁止とする。ただし、県があらかじめ承認する場合には、この限りではない。

7 精算

本業務は、契約時に定めた契約金額を上限としてその範囲内で実施するものとする。本業務が終了した時点で、県の確認を経た上で額を確定し、経費の精算を行うこと。

8 業務実施に係る留意事項

- (1) 本業務の遂行方法等について不明な点が生じた時は、その都度、県と協議の上、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- (2) 委託業務の成果物に係る著作権等は、岡山県に帰属する。
- (3) 本事業実施に際して知り得た企業及び個人の事実・情報等については、「個人情報取扱特記事項」（別記）のとおりとする。
- (4) 県は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。

(様式第1号)

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

令和8年度支援機関との連携による人手不足対応強化事業委託業務実績報告書

令和8年 月 日付けで契約を締結した令和8年度支援機関との連携による人手不足対応強化事業について、委託業務が完了したのでその実績を報告します。

記

1 業務名 令和8年度支援機関との連携による人手不足対応強化事業委託業務

2 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 報告事項

(1)業務実績

(2)事業費

※取組の詳細(日時・場所・参集人数等)は別に添付すること。

委託業務収支決算書

(単位：円)

収入科目	決算額	支出科目	決算額	備考
計		計		